

仙台感染拡大防止 ガイドブック (改訂版)

感染防止 想いやり宣言

STOP!

コロナ

仙台 感染症対策・地域経済循環プロジェクト

令和 4 年 1 月 仙 台 市

(監修 東北大学病院 感染管理室)

※本ガイドブックは主に飲食店・宿泊施設向けに作成しています。

事業者の皆様へ



仙台市長 郡 和子

新型コロナウイルス感染症は、仙台市の地域経済に深刻な影響をもたらしました。

仙台市では、これまで様々な支援策を実施し、多くの地域企業の皆様にご活用いただいているところです。

一方、感染症の収束が見通せない中、経済回復に向け着実に歩みを進めていくためには、感染症の拡大防止対策をより一層徹底し、利用者の皆様が安心できる環境を整えることが重要です。

そこで、感染症の拡大防止に向けた更なる対策の推進に向け、飲食・宿泊業の業界団体が作成した業種別ガイドラインの内容を分かりやすく編集したガイドブックを作成いたしました。

このガイドブックは、感染症の拡大防止に向けた基本的な事柄を重点事項や共通事項としてまとめ、飲食・宿泊業の皆様に加え、他業種の皆様にも参考となる内容が幅広く盛り込まれております。

大半の事業者の皆様は、既に何らかの対策に取り組まれているものと存じますが、このガイドブックを参考に改めて感染防止対策の状況を確認し、感染リスクの低減に向けた更なる取り組みを推進していただければと思います。皆様の取り組みの積み重ねが、コロナ禍による試練を乗り越え、地域経済の回復と更なる発展に向けた原動力となることを期待しております。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和2年9月

仙台感染拡大防止ガイドブックについて

このガイドブックは、東北大学病院 感染管理室の監修のもと、飲食業及び宿泊業に係る複数の業種別ガイドライン（※）で示されている感染防止に向けた取り組み内容を「重点事項」、「共通編」、「飲食店編」、「宿泊編」に再編し、イラストや実際の取り組み写真等も盛り込みながら、より分かりやすくまとめたものです。

（※）本ガイドブックの作成に当たり参考とした業種別ガイドライン

○飲食業関係

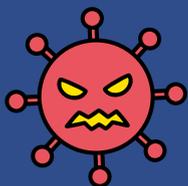
- ・外食業の事業継続のためのガイドライン（日本フードサービス協会・全国生活衛生同業組合中央会作成）
※付属の「外食業の事業継続のためのガイドライン Q&A」を併せてご参照ください。
- ・社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会作成）
- ・オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（カクテル文化振興会・日本バーテンダー協会・日本ホテルバーメンズ協会作成）

○宿泊業関係

- ・ホテル業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（日本ホテル協会作成）
- ・宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会・日本旅館協会・全日本ホテル連盟作成）

も く じ

重点事項	6
共通編	10
飲食店編	22
宿泊編	28
関連事項	34



新型コロナウイルス感染症

実際にあった

職場内での集団感染4つの事例

感染防止 思いやり宣言

STOP! コロナ

感染症対策に努めています。
We are taking precautions against infectious diseases.

仙台 感染症対策・地域経済復興プロジェクト
仙台商工会議所 みやぎ仙台商工会 仙台市

仙台市では、「新型コロナウイルス感染症に係る職場における集団感染事例」（令和2年11月27日厚生労働省公表）と市内での発生状況を基に、職場内で集団感染が発生した際の原因として考えられることとその対策を4つの事例に即して分かりやすくまとめました。

改めて職場内で感染リスクが高まる状況を確認いただき、感染リスクの低減に向けた更なる取り組みにご協力をお願いします。

事例1：執務室や会議室での感染

一部の人がマスクをしていなかった！



- 対策(例)**
- ・正しいマスク着用や咳エチケットを周知。
 - ・マスクを外した電話や会話に注意！

ガイドブック P19

席配置が密接していた！



- 対策(例)**
- ・隣の席と適正な間隔を空ける。
 - ・対面にならないような席配置に見直す。
 - ・隣の席との間に、パーテーション等を設置する。

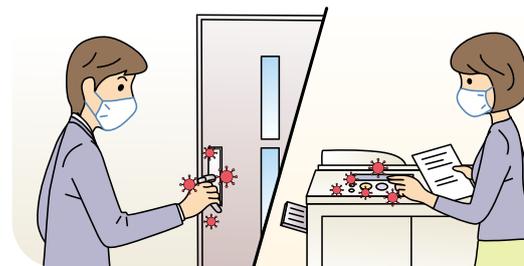
換気が不十分だった！



- 対策(例)**
- ・十分な換気。
※常に窓を少し開けて、風の流れを保つようにするとより良く換気できる。

ガイドブック P16

共用する物品・機器等を消毒していなかった！



- 対策(例)**
- ・できるだけ物品を共用しない。
 - ・共用物品の使用前後で手洗い・手指消毒。
 - ・可能な範囲で共用物品（ドアノブ、スイッチ、電話、コピー機など）を使用後に清拭消毒。

事例2：休憩スペースや社員食堂等での感染

**みんなで同時に休憩時間に入り、
休憩スペースや更衣室で
密集した状態だった！**

- 対策(例)**
- ・一度に休憩する人数を減らす。
 - ・対面での食事や会話を控え長居をしない。
 - ・休憩スペースはこまめに換気。
- ※常に窓を少し開けて、風の流れを保つようにするとより良く換気できる。

ガイドブック P16,19



居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により感染リスクが高まる点に要注意！

**更衣室で共用していたロッカーの
消毒をしていなかった！**

- 対策(例)**
- ・休憩スペースの共用物品を定期的に清拭消毒。(テーブル、いす、自販機ボタン、ロッカーの取っ手、ハンガー、電気のスイッチ、湯沸かしポット、コーヒーマーカー、リモコン等)
 - ・休憩スペースの入退室の前後に手洗い又は手指消毒。

ガイドブック P15



**食堂で、飛沫感染に配慮せず
対面で会話をしながら
食事をしていた！**

- 対策(例)**
- ・席数を減らす。
 - ・座る位置を制限する。対面は避け、隣の席と適正な間隔を空ける。
 - ・会話をしない。または食事中以外はマスク着用を徹底する。
 - ・昼休み等の休憩時間に幅を持たせて分散して休憩する。



Point

その他にも……喫煙所での会話や食事後の歯磨き等での感染リスクに注意！！

事例3：移動時や外勤時の感染

移動中の車内で密接した配席で換気をしていなかった！

- 対策(例)**
- ・同乗する人数を制限し、人との間隔を空ける。
 - ・正しいマスク着用を徹底する。
 - ・窓を開けたり、エアコンを外気取込みモードにする。
 - ・車内での会話・飲食・喫煙は避ける。



研修など宿泊を伴う業務で、密集しながら活動・生活していた！

- 対策(例)**
- ・人との間隔を空け、正しいマスク着用を徹底。
 - ・日常生活用品の共用は避ける。
 - ・共用物品に触れる前後で手指消毒を実施する。



事例4：飲み会や食事会での感染

**密集した席配置で、換気が不十分だった！
大きな声で談笑していた！
勤務時間外での対策徹底が
周知されていなかった！**

大人数や長時間の飲酒に注意！

- 対策(例)**
- ・お酒の回し飲み・お酌・箸などの共用をしない。
 - ・他のグループとの距離を空け、できるだけ個室を使用する。
 - ・感染リスクの高まる「5つの場面^(※1)」や「新しい生活様式の実践例^(※2)」を周知。



※1 「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」等の5つの行動場面



※2 「一人ひとりの基本的感染対策」、「日常生活を営む上での基本的な生活様式」等の4つの実践例



**体調のすぐれない人は、出勤、研修への出席、
飲み会への参加を行わないこと！！**

内閣官房が公表している感染拡大防止の取り組み

○これまでの感染拡大の経験から、感染リスクが高い行動や場面が明らかになっており、クラスター分析で得られた知見に基づき、感染リスクが高まる「5つの場面」を公表しています。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

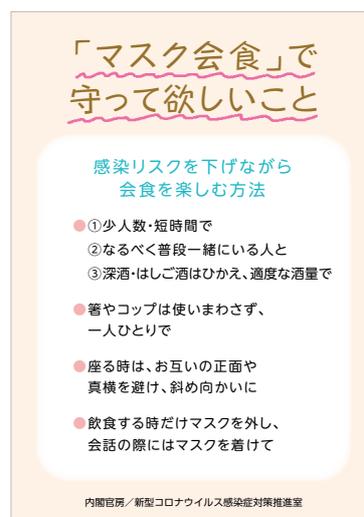


場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



○また、感染リスクを下げながら会食を楽しむ方法を示した「マスク会食ポスター」を公表しています。



※ 5つの場面及びマスク会食ポスターは、下記 URL 又は右記 QR コードをご参照ください。

<https://corona.go.jp/proposal/>



重點事項

このページに記載している内容は、飲食店・宿泊施設をはじめ、多くの事業者の方々に特に取り組んでいただきたい事項をまとめたものです。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、それぞれの店舗の実情に沿った創意工夫をお願いいたします。

手洗い・手指消毒の奨励・励行



入口へのアルコール消毒液の設置

(入店時に従業員が手指消毒を必ず呼びかける。また、「ご自由にお使いください」ではなく、「入店時には手指消毒をお願いします」と表示する)



お客様への正しいマスク着用の奨励

(ポスターや店内放送等も活用)

※飲食時の大声での会話の禁止



※正しいマスク着用方法は、19ページを参照

従業員の正しいマスク着用の徹底



対面の窓を少し開けて常時換気

(施設に換気設備がある場合は換気能力が十分にあるか確認し、確実に換気)

常時換気



よく触れる場所のアルコール消毒液による定期的及び使用後の清拭消毒



ドアノブ、スイッチ周辺を拭く

アクリル板や透明フィルムを設置した場合の清拭消毒の徹底

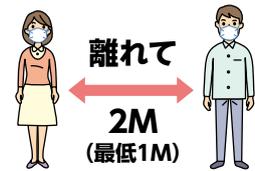
(お客様の入れ替え時など定期的なアルコール消毒液による清拭消毒)



ソーシャルディスタンス

(2mを目安に最低1mの間隔をあける)

ソーシャルディスタンス



施設入口やエレベーター乗車口前での掲示による注意喚起

(人と距離を取ることやエレベーターに乗る人数の目安、会話を控える等)



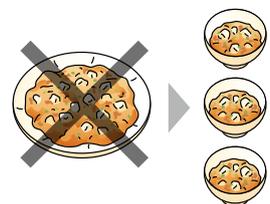
感染防止に必要な物品の常日頃からの確保と補充



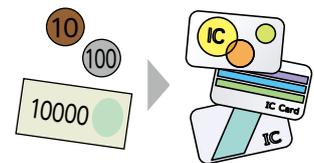
ユニフォームや衣類は毎日交換・洗濯を



料理を提供する際には、大皿を避けて個別に提供



電子マネーなど非接触型会計の推進



従業員の健康管理の徹底

(従業員の毎日の検温など)

※体調が悪い時は勤務中でもすみやかに責任者に申告



発症者への対応

(健康電話相談窓口(コールセンター)の連絡先表示)

※事前に、お客様の名前や連絡先の登録・記録への協力や接触アプリ等の利用の呼びかけ



共通編

店舗内での協力要請

感染予防のための掲示

手洗い・手指消毒を促すためのメッセージを店内に掲示しましょう。



マスク着用をお願い

店舗入口及び店内に、食事中以外はマスクの着用をお願いする旨掲示したり、声がけするなどして、自席での食事中以外のマスク着用をお願いします。



会話に関する注意喚起

マスクを着用している場合でも大声での会話を控えたり、会話を短く切り上げるよう周知しましょう。また、マスクを外す場面では会話を控えるようお願いします。



接触アプリなどの利用推奨

新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)やみやぎお知らせコロナアプリ(MICA)などの活用を推奨しましょう。



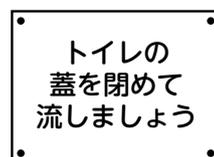
入店時のお願い

入店時には、検温を実施するとともに、発熱や咳などの症状が認められる場合は店内での飲食をお断りさせていただく旨を掲示しましょう。また、店舗入口には、アルコール消毒液などを用意し、入店時に従業員が手指消毒を必ず呼びかけるとともに、「入店時には手指消毒をお願いします」と表示しましょう。



トイレでの注意喚起

トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示しましょう。



食器の使い回しなどに関する注意喚起

お客様同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲み、スプーン・箸などの食器の共有、使い回しは避けるよう、掲示などにより注意喚起しましょう。



手指衛生等

手指衛生は頻繁に

手指衛生は頻繁に行うことが大切です。目に見える汚れがない場合は、基本的にアルコール消毒液で問題ありませんが、目に見える汚れがあるときや汚れている可能性が高い生ものを取り扱った後などは、石けんと流水による手洗いが必要です。

また、不特定多数の人が接触する場所に触れた場合や、下膳作業時には、都度手指消毒や手洗いを行いましょう。

このように、手指衛生には「手洗い（石けんと流水）」と「手指消毒（アルコール消毒液の擦り込み）」の2種類がありますので、場面によって使い分けましょう。

よく触れる場所は定期的に清拭消毒

入口やロビー、会計所などに手指の消毒設備（アルコール消毒液など）を設置し、不特定多数の方が利用する場所や備品は、定期的に清拭消毒を行いましょう

従業員の手洗い・うがい・消毒の徹底

従業員の通用口にアルコール消毒液を設置し、手指の消毒を行ってから入店するように注意喚起しましょう。また、就業中、終業時は手洗い・うがい・消毒を徹底しましょう。

トピックス

手指衛生のタイミング

～食品取扱い者編～

手は作業中に様々な場所、器具、食材などに触れるだけではなく、作業中に意図せず顔や髪の毛などに触れてしまうこともあります。手を介した二次汚染を防止するためには、調理作業を開始する前だけでなく、作業中にも適切なタイミングで手指衛生を実施することが必要です。

①石けんと流水による手指衛生



顔や髪の毛に触れた後



食品に直接触れる作業を行う直前



生の魚介類、食肉類、野菜等に触れた後



下処理から調理・加工、盛りつけ作業に移行する場合



トイレの後



汚れた器具類や場所に触れた後

②アルコール消毒液による手指衛生



作業を開始する前



食事の提供（配膳）の作業を開始する前

お客様が利用できる アルコール消毒液の施設内への設置

お客様がいつでも使えるようにアルコール消毒液を施設内（施設玄関、ロビー、客室、大浴場、共用トイレなど）に設置し、定期的な手洗い・手指消毒をお願いします。

手洗いの手順

手は作業中にさまざまな場所に触れるため、作業中の手を介して汚れや細菌などを広げてしまう可能性があります。正しい手洗いの実践は衛生管理の基本とされています。決められた手洗いの手順に従い、洗い残しのない手洗いを実践するように心がける必要があります。



1 めらす

流水で充分に手をめらす。



2 泡立てる

ハンドソープを手に取り、よく泡立てる。



3 手の甲

手のひらと手の甲をよくこする。



4 指の間

指の間は手を組むようにしてよくこする。



5 指先・爪

指先、爪の間は手のひらの上でよくこする。
※調理従事者はさらに爪ブラシを使用する



6 親指

親指は反対の手でねじるように洗う。



7 手首・腕

手首は反対の手でねじるように洗う。
※調理従事者はさらにヒジまで洗う



8 すすぐ

流水でハンドソープを充分に洗い流す。



9 乾燥

ペーパータオルなどで水分を充分に拭き取る。

※水道の蛇口など、手がよく触れる共用で使うものについては定期的に清拭消毒しましょう。

店舗外での協力要請

エレベーター・エスカレーターの利用について

エレベーター内が密集しないよう、定員の半分程度の乗車人数に制限し、他のお客様との距離を保ち、会話は控えるよう注意喚起するメッセージをエレベーター付近に掲示しましょう。また、エスカレーターについては、行列ができそうな場合には、距離を取って並んでいただくとともに、乗る際も間隔をあけるよう、お客様に協力をお願いします。



喫煙室の利用について

喫煙室がある場合は、同時に多くの方が利用されることが想定されます。換気を徹底するとともに一度に入室できる定員を表示し、会話は控えるよう注意喚起しましょう。



店舗内の感染対策

環境の整備

店舗内での会話の声が大きくなるようBGMの音量は最小限にしましょう。また、会計所、フロントなどには、アクリル板などを設置しましょう。

パーテーションなどの清拭消毒

パーテーション等は、お客様の入れ替え時など定期的に清拭消毒を行いましょう。消毒液は、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム消毒液、台所用洗剤が有効です。

呼び出しボタンの消毒

呼び出しボタンは、お客様が替わるたびに清拭消毒を行いましょう。

テーブルごとに清拭消毒

食事後のテーブルはテーブルごとに清拭消毒を実施しましょう。醤油など共有して使用する調味料入れなどと、テーブルを清拭するふきんは別々に用意し、使い分けることが重要です。使用するふきんは、使用毎に洗濯するか、使い捨てのものを準備しまょう。

備品の入れ替え

店内のコップや急須、湯飲み茶碗などは、お客様が替わるたびに新しい清潔なものに交換しましょう。

水などのピッチャー置きは極力避けましょう。

環境にあわせた対応

不特定多数の人が手指などで高頻度に接触するもの（※1）の表面は、くしゃみや咳で汚れた場合に加えて、始業前、始業後やお客様の入れ替え時などの定期的な清拭消毒が必要です。アルコール消毒液、洗浄剤・漂白剤等の消毒剤（※2）を使って定期的に表面を清拭しましょう。アルコール消毒液をスプレーボトルなどで噴霧する方法は、却って汚染を広げたり、吸引による人体毒性が考えられるため、行わないようにしましょう。

※1 不特定多数の人が手指などで高頻度に接触するものの例

椅子、座布団、ソファー、テーブル、パーテーション、スリッパ、ドアノブ、スイッチ、トイレの水洗レバー・ペーパーホルダー・便座、蛇口、メニュー、従業員ロッカー等

※2 新型コロナウイルスに効果的な消毒剤および除菌剤は厚生労働省及びNITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）のホームページをご参照ください。

厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html



NITE
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>

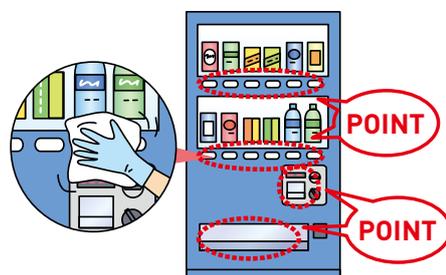


衛生管理の徹底

厨房の調理設備・器具のアルコール消毒液や台所洗剤（界面活性剤）での清拭や、作業前後の手洗い・手指消毒など、従来から取り組んでいる一般的な衛生管理を徹底しましょう。

自動販売機の清拭消毒

ボタン、取り出し口の定期的な清拭消毒を行いましょう。（1日数回程度の清拭消毒を実施する）



使用済みタオルの洗濯・消毒

回収後に人が触れないよう密閉保管し、洗濯・消毒を行いましょう。

ごみはすみやかに廃棄

食品残渣、鼻水、唾液などがついた可能性のあるごみなどの処理は手袋・マスク・（衣類が汚染しそうな場合はエプロン）を着用して行いましょう。ビニール袋などに密封して縛り、マスクや手袋を着用して回収し、あちこち置かずに、すみやかに廃棄物容器に廃棄しましょう。マスクや手袋を脱いだ後は、必ず手を洗いましょう。



マスク・使い捨て手袋の着用

清掃時のマスク・使い捨て手袋の着用を徹底しましょう。

換 気

施設内の各室は、対面の窓を少し開けて常時換気をしてください。常に開けておくことが難しい場合は、30分に1回以上・5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける）するなどにより、十分な換気を心がけましょう。なお、空気清浄機を使用している場合、窓を開けた換気は必要です。

適切な換気設備を常時運転する場合は、窓を開放した換気は必須ではありません。定期的に設備の換気能力を点検しておくことが重要です。

参照：厚生労働省「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>



アルコール消毒液の管理

アルコール消毒液は、ボトルへの継ぎ足しは不衛生なためしてはならず、洗浄・乾燥させて清潔なボトルに消毒液を入れて交換するようにしましょう。特に希釈した次亜塩素酸ナトリウム消毒液は、1日ごとに交換する必要があります。保管は、直射日光の当たらない場所に保管するよう心掛けましょう。

参照：CDC 手指衛生ガイドライン 2002



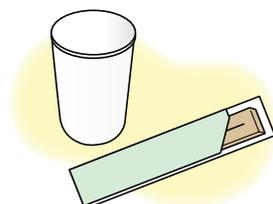
食 事 の 提 供

配膳時の注意

できるだけ一度に料理を提供するなど、お客様との接触回数を少なくするよう工夫しましょう。また、鍋料理や盛り合わせ料理などは一人鍋、一人盛りに極力変更したり、従業員が取り分ける様にしましょう。

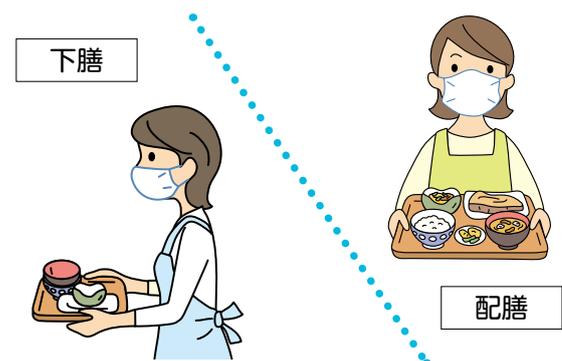
手や口が触れるものの対応

手や口が触れるようなもの（コップ・箸など）は適切に洗浄および消毒する、または使い捨てにするなどの対応を図りましょう。



下膳と配膳を同時に行わない

下膳後に手指消毒してから配膳するなど、下膳と配膳は同時に行わないようにしましょう。どうしても下膳と配膳を同時にする必要がある場合は、下膳担当者と配膳担当者を分けるなど、汚染物と清潔物の取り扱いを区別することが大切です。



ビュッフェの注意と対策

ビュッフェスタイルでの料理提供は極力避けましょう。特に、サラダバーは野菜の汚染の可能性があるため設置しないことをお勧めします。どうしてもビュッフェスタイルで食事を提供する場合には、利用者の飛沫がかからないように食品・ドリンクを保護するほか、従業員が料理を取り分ける様な工夫が必要です。

お客様ご自身で取り分ける場合は、料理を取り分ける前後の手指消毒の徹底を呼びかけましょう。また、お客様一人ひとりに使い捨て手袋や取り分け用トング等を渡しましょう。使い捨て手袋の再利用をしないことや、使い終わったトング等は回収・消毒してトング類を共有しないことが大切です。

ビュッフェスタイルで食事を提供する際、利用者の飛沫がかからない様にするための工夫（例）

- カバーを設置するまたは従業員があらかじめまたはその場で小分けする
- 客席と料理提供空間が近い場合には適度に仕切るアクリル板などの仕切りを設ける
- 料理の受け渡しは、必ず手指の消毒をしてから行う



従業員の感染対策

従業員の常日頃からの健康管理の徹底

従業員の健康管理において最も重要なことは、各自が店舗に新型コロナウイルスを持ち込まないよう周知徹底することであり、3密を避けるよう生活の中でも注意することが大切です。必要に応じて健康観察アプリを活用し、毎日の健康状態を把握しましょう。また、体調が少しでもすぐれない場合は出勤を見合わせましょう。

参照：

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐ健康観察アプリ
(内閣官房) <https://corona.go.jp/health/>

従業員の健康状況の確認

体温チェック・諸症状の確認など、始業時には健康状態の確認を行うことが重要です。就業中の再チェックがあれば、なお有効です。もし勤務中に体調不良を感じた場合は、責任者にすみやかに報告することが大切です。

また、抗原検査キットが使用できる環境であれば、積極的に活用しましょう。

参照：

- ・ 職場における積極的な検査等の実施手順 (厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>
- ・ 職場における積極的な検査の促進 (厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>



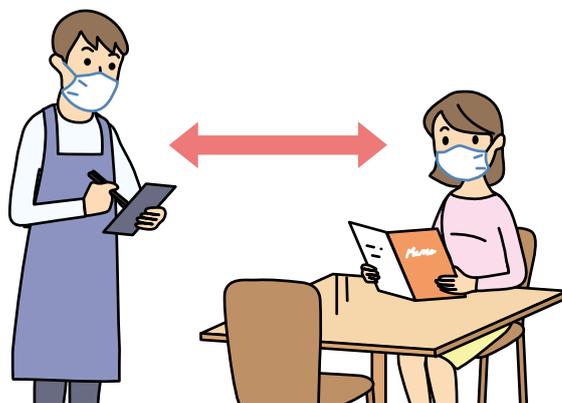
マスクの着用と手指衛生の徹底

接客業は、お客様と対面して行うことが基本ですが、新型コロナウイルスの飛沫感染を予防するためには、人と人との一定の距離を取ることと、マスクを着用することが重要です。

従業員のマスク着用を徹底しましょう。従業員からの料理説明を料理説明メモに変更するなど、従業員とおお客様の接触を極力減らすことが大切です。

また、感染対策には作業ごとの手指衛生がより重要ですので、こまめに手洗い・手指消毒を行いましょう。従業員の手袋着用は特別な理由がない限り必要ではありません(手袋自体が汚染されている可能性もあるため)。

フェイスシールドの着用も、お客様から咳やくしゃみが飛ぶ可能性がある状況以外では必要ありません。



ワクチン接種について

ワクチン接種については厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスワクチンについて」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html)等を参照しましょう。なお、ワクチン接種を受けないことによる差別や不当な対応をしないように留意しましょう。

通勤時の感染予防

従業員は、通勤時には、咳エチケットやマスクの着用、対人距離の保持など、個人でできる感染予防策をとりましょう。

ユニフォーム等の洗濯

ユニフォームや衣類は、1日1回洗濯・交換するようにしましょう。

事業所全体での感染予防対策の充実

新型コロナウイルス感染症から従業員の健康と安全を守るために、マスク・アルコール消毒液・清掃用手袋・ゴーグルなど予防対策に必要な備品の確保・補充を行うことが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症に関する最新の知見や自社の感染予防対策について共有し、事業所全体で感染予防対策を実施することが必要です。

なお、バックヤードや事務所などにおいても、パブリックスペースと同様の感染予防対策を講じましょう。

従業員の休憩について

従業員の休憩スペースなどは、一度に休憩する人数を減らし、対面で会話をしないよう注意しましょう。

また、利用の際は食事中以外はマスク着用を励行し、休憩時間をずらす、向かい合わせに座らない、会話は控えるなどの工夫を取り入れましょう。

従業員のロッカールームや控え室は常時換気し、室内は定期的に清掃しましょう。



従業員との リスク・コミュニケーション

従業員やその家族が過度な心配や恐怖心を抱かないよう、また誤解などを受けないよう、事業者は現状を的確に従業員に伝えましょう。

正しいマスクの付け方



鼻と口の両方を
確実に覆い
ゴムひもを耳にかける
※できれば不織布を着用する



隙間がないよう
顔にフィットさせる

正しいマスクの外し方



ゴム部分をもって外す
※マスク本体を触らない

WHO Q&A on coronaviruses (COVID-19)

ソーシャルディスタンス

入店時や店内での間隔の確保

店内の一か所に人が集まらないように、従業員は間隔を取るよう誘導しましょう。順番待ちが店外に及ぶ場合は、従業員が間隔を保つように誘導するか、または整理券の発行、床に間隔を示すテープを貼るなどにより、密な行列をつくらない方法を工夫しましょう。



相席は避ける

他のグループとの相席は避けてください。

座席のレイアウト等の対応

全ての座席について、下記のいずれかの対応を徹底しましょう。

- 座席の間隔の確保
適正な間隔を確保してください。
- パーテーション（アクリル板等）の設置
同一テーブル上の正面及び隣席との間、並びに他のテーブルとの間に設置しましょう。パーテーション（アクリル板等）の高さは、目を覆う程度の高さ以上のものを目安としてください。

会計時の対応

現金・クレジットカードなどの受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、キャッシュトレイなどを使用しましょう。

また、キャッシュトレイは、定期的に清拭消毒をする、会計の都度手指を消毒するなど工夫しましょう。



リスクマネジメント

感染が疑われたら

発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るよう呼びかけましょう。

また、お客様から申し出があった場合は、同意を得たうえで、速やかに健康電話相談窓口（コールセンター）へ連絡し、その指示に従ってください。



健康電話相談窓口（コールセンター）連絡先（24時間対応）

022-398-9211

帰国者・接触者相談センターへの相談についても、健康電話相談窓口（コールセンター）でお話を伺い、必要な場合にコールセンターからおつなぎしますので、上記電話番号にご連絡ください。

お客様の感染が疑われたら

感染が疑われるお客様がいる場合は、マスクを着用した状態で個別の部屋で待機していただき、外にはでないように依頼しましょう（同行者も同様）。同じくお食事も個別の部屋にお届けし、他のお客様との接触を避けるようにしましょう。対応するスタッフを限定し、対応時にはマスクの着用を徹底しましょう。

感染した従業員の対応

感染した従業員、濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止としましょう。

また、家族に感染者や感染が疑われる人がいる場合は、出勤を見合わせ、最寄りの医療機関に連絡をして、その指示に従うことが大切です。会社には定期的に電話などにより連絡を入れることを徹底しましょう。



飲食店編

清掃・消毒関係

卓上の物の感染予防

卓上には原則として共用の調味料入れ、冷水ポット、メニューブック、タッチボードなどを置かないようにすることが望ましいです。撤去が難しい場合は、お客様が入替わるタイミングや繁忙時間帯前後に、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤（界面活性剤）等で清拭や物品の交換を行いましょ。

※新型コロナウイルスに効果的な消毒液および除菌剤は厚生労働省及びNITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）のホームページをご参照ください。

厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html



NITE
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



原則



撤去が難しい場合



券売機の定期的な消毒

食券を販売している店舗は、券売機のボタン類を定期的に清拭消毒しましょう。また、券売機

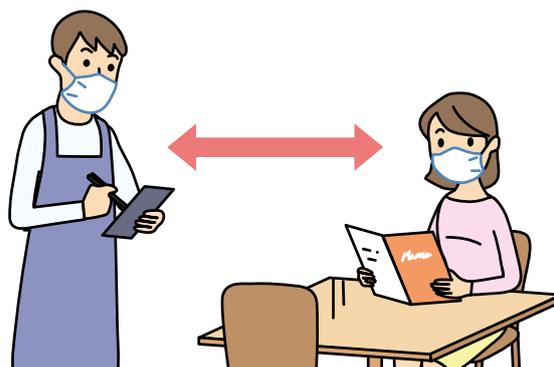
の脇にアルコール消毒液を準備し、券売機に触れた利用者に手指消毒を促しましょう。

従業員の教育

お客様との間隔の保持

テーブルサービスで注文を受けるときは、お客様の側面に立ち、可能な範囲で間隔を保つようにしましょう。

カウンターサービスでは、可能な範囲で従業員とカウンター席との間隔を保ち、注文を受けるときはお客様の正面に立たないように注意しましょう。



テイクアウト

店内滞留時間の短縮に向けた工夫

テイクアウトを実施している店舗では、お客様の店内滞留時間を短くするために、事前予約注文を受け付けるなどの仕組みを導入しましょう。また、店内ではテイクアウト客と店内飲食客の動線を区別するなど、できるだけ接触を避けるように工夫しましょう。



食中毒の防止

特に気温の高い時期には、食中毒などの防止のため、料理はできるだけ早めに消費するよう、口頭もしくは注意書きを添えてお客様に注意を促しましょう。

エコバッグについて

接触感染を防ぐため、お客様やお客様の持ち物に従業員が直接手を触れないようにしましょう。お客様がエコバッグを持参した場合、持ち帰り商品はお客様自身がエコバッグに入れるか、開いてもらったエコバッグに入れてお渡しするようにしましょう。

デリバリー

配達員の健康管理等

配達員は、店舗従業員と同様の健康管理、手洗いなどの衛生管理を実践し、マスク着用を徹底するようにしましょう。

また、デリバリーを実施している店舗では、デリバリー担当の配達員と来店客が接触しないように、可能であればデリバリー専用カウンターを設け、両者の動線が重ならないように工夫しましょう。

商品の衛生管理の徹底

配達する料理の容器は、配達員が直に触れないように袋などに入れ、配達に使用する運搬ボックスなどは使用の都度、消毒を行いましょう。特に気温の高い時期には、食中毒などの防止のため、料理はできるだけ早めに消費するよう、口頭もしくは注意書きを添えてお客様に注意を促しましょう。

非接触での受け渡しの実施

料金が支払い済み（オンライン決済など）で、注文者が希望する場合は、注文者が指定したと

ころに料理を置くなど、非接触の受け渡しを行いましょう。

社交飲食業及びオーセンティックバー における感染拡大予防策（抜粋）

重点事項、共通編、飲食店編に記載した内容に加え、社交飲食業及びオーセンティックバー特有の感染拡大予防策を抜粋してご紹介します

施設管理者が講じるべき具体的な対策

リスク評価

施設管理者は、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染（①）と飛沫感染（②）のそれぞれについて、従業員や顧客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。

①接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらへの接触の頻度を評価する。高頻度接触部位（レジ、ドアノブ、手すり、エレベーターのボタン、テーブル、イス、メニューブック、電気のスイッチ、トイレ、蛇口、洗面台等）には特に注意する。

②飛沫感染のリスク評価

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場所がどこにあるか等を評価する。

施設内の各所における対応策

1. 留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

- 施設の換気について、厚生労働省作成「[換気の悪い密閉空間]を改善するための換気の方法」を参考に以下の項目に取り組むこと。
 - ☑機械換気がある場合は、常時運転するなど適切に稼働させ、徹底した換気を行うこと。また、必要に応じて、換気設備のフィルターの清掃等を行うこと。
 - ☑機械換気がない場合は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に反しない限り、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保すること。窓が一つしかない場合は、ドア等を開けること。
 - ☑換気状況については、例えば、CO₂センサーの使用等により、把握に努めること。
 - ☑窓開けによる換気を行う場合は、夏期・冬期は、室温及び相対湿度に十分留意し、室温及び相対湿度を維持しようとする窓が十分に開けられない場合は、窓の開放と併せてHEPAフィルタ付きのろ過式の空気清浄機や加湿器などの使用を検討すること。
- (参考)「[換気の悪い密閉空間]を改善するための換気の方法」(厚生労働省)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>
- 適切な予防策を講じるため飲酒が過量にならないよう注意喚起する。

2. お客様の安全

- 長時間の利用を避けるようコース設定に際しても留意する。
- 店内が混み合う場合は入店を制限する。
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、電源を on にした上で Bluetooth を有効にすることを推奨する。

社交飲食業における留意事項

- ・カラオケをするお客様にもマスクの着用をお願いする。
- ・カラオケマイクの定期的な消毒を行う。（お客様ごとまたは 30 分に一度程度）
- ・お客様の横に着いて一緒にカラオケやダンス等を行うなどの接客は、当面の間自粛する。
- ・お客様の近距離で行うライブ、ダンス、ショー、シャンパンコールなどは当面の間自粛する。実施せざるを得ない場合は、人が密集しないよう、人数の制限や客席とステージの距離（原則 2m）の確保を行う。

3. 従業員の安全衛生

- 寮などで集団生活を行っている場合、密になりやすい環境の場合などには定期的な PCR 検査の活用を検討しましょう。

■ 社交飲食業について

- ・カフェー、バー、キャバレー、スナックなど様々な営業種別がある。
- ・接待行為の有無やカウンター、テーブルといった設備などにより様々な営業形態が存在する。
（例：キャバレー等の接待行為を伴う飲食店があり、また、バーの中には、接待行為を伴わないと想定されるホテルバーなどの形態がある。この「接待行為」とは飲食店の従業員によるものを意味する。）

■ オーセンティックバーについて

- ・接待行為を伴わないと想定されるカクテル、ウイスキーなどを主軸に営業を行う地域に根差したバー、ホテル内に併設されたバー等様々な営業種別がある。
- ・カウンター、テーブルといった設備などにより様々な営業形態が存在し、いかなる形態もしくは規模であっても、プロフェッショナルのバーテンダーを有するバーを指す。

宿泊編

手指衛生

お客様と接触した時

お客様と従業員の間で、物品などを受け渡すときやお預かりする際に注意が必要です。ルームキー、クレジットカード、パスポート、紙幣・硬貨、スーツケースやバッグ（手で持つ部分）を取り扱った後は、手指消毒をしましょう。

ハンドドライヤーの使用について

ハンドドライヤーを使用する場合は、メンテナンスや清掃などの契約を確認し、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃することが必要です。

清掃・消毒関係

環境に合わせた対応

不特定多数の人が手指などで高頻度に接触するもの（※1）の表面は、くしゃみや咳で汚れた場合に加えて、始業前、始業後定期的な清拭消毒が必要です。アルコール消毒液、洗浄剤・漂白剤等の消毒剤（※2）を使って定期的に表面を清拭してください。

また、冷蔵庫内飲料は、提供を中止するか、お客様が替わるごとに、アルコール消毒液などで清拭消毒を行ったうえで配置するようにしましょう。

脱衣所の備品は極力撤去し、必要物品のみに留め、備品は、清拭消毒できる素材のものに切り替えることをお勧めします。

アルコール消毒液をスプレーボトルなどで噴霧する方法は、却って汚染を広げたり、吸引による人体毒性が考えられるため、行わないようにしましょう。

館内や客室から出た、ごみ箱に廃棄されたティッシュ、使用済みアメニティグッズ等、ごみの取り扱いには十分注意が必要です。

※1 不特定多数の人が手指などで高頻度に接触するものの例

椅子、座布団、ソファ、テーブル、パーテーション、スリッパ、ドアノブ、テレビや空調のリモコン、電話、筆記用具（ペン等）、スイッチ、トイレの水洗レバー・ペーパーホルダー・便座、蛇口、バスタブ・シャワーの取っ手、ドライヤー、館内案内やメニュー、マッサージ機器、体重計、従業員ロッカー等

※2 新型コロナウイルスに効果的な消毒剤および除菌剤は厚生労働省及びNITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）のホームページをご参照ください。

厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html



NITE
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



備品の入れ替え

客室内のコップや急須、湯飲みなどは、お客様が替わるたびに新しい清潔なものに交換してください。使用済みアメニティは廃棄、館内用スリッパは使い捨てに変えたり、ドライヤー、座椅子、座布団、スリッパなどの消毒も徹底するようにしましょう。

また、未使用アメニティの使いまわしは極力避け、使用する場合は洗浄または消毒を行うようにしましょう。

フロント・ロビー

間仕切りの設置

ご案内などは、お客様との一定の距離を保って行う必要があります。フロントデスクはお客様との距離を保つかアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽しましょう。チェックイン・チェックアウト時の受付など対面する場合には、飛沫感染のリスクを下げるために、お客様との間に、透明な間仕切りなどを設置するのも有効です。



行列時の対応

行列ができそうな場合には、一定の距離を取ってお並びいただくよう誘導するか、受付順にカードなどをお渡しし、ロビーなどでお待ちいただくなど工夫をしましょう。



団体客への対応

団体旅行の場合は、チェックイン時に代表者がまとめてチェックインを行い、ツアー参加者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うようお願いしましょう。

浴 場

入浴にあたっての対策

入浴の際には、入場人数の制限や予約制の導入等をするとともに、お客様に混雑状況をお知らせして、特定の時間に入場者が集中しないようにしましょう。

浴室、浴槽内では、隣の人と適切な距離を取り、会話を控えるように注意喚起をしましょう。

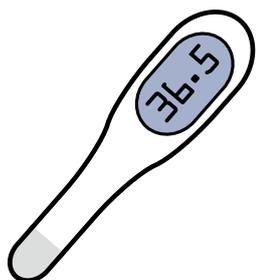
備え付けタオルの持参の促し

不特定多数の人が触れることができる、浴室での貸しタオルの配置は中止し、お客様は客室から備え付けのタオルを持参するように促しましょう。

健 康 管 理

体温計の貸し出し

お客様から体温計の貸出を求められた際は、渡す前と返却後に体温計を清拭消毒すれば、共用しても問題ありません。宿泊者の健康管理に積極的に協力しましょう。



お客様の健康チェック

チェックイン時あるいは客室にご案内の際などに、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供を行うと共に、滞在中、発熱など体調に異変が生じた場合は、直ちに宿泊施設の係まで申し出ていただくようお願いしましょう。

また、客室内にも同様のメッセージを置くなどの対応を行いましょう。

「健康に関するセルフチェックシート」などをチェックイン時に記入いただくなど、宿泊者の健康状態をできるだけ把握するよう努めましょう。

送 迎

自社バスでの送迎の場合は、密集しないよう人数を制限して運行し、送迎者の運転席と後部座席の間にはビニールシートなどで仕切りを設置しましょう。

また、送迎車内の換気の徹底やマスクの着用等感染防止策を実施しましょう。



(提供元：伝承千年の宿 佐勘)

リスクマネジメント

「レジストレーションカード」(宿泊カード)の適正な管理

万が一感染が発生した場合に備え、「レジストレーションカード」(宿泊カード)の正確な記載を徹底し、個人情報の取扱いに十分注意しながら、適正に管理しましょう。また日本国内に住所を有しない外国人の場合は、その方の国籍と旅券番号を記載し、旅券の写しを保管しましょう(旅館業法及び通達事項)

お客様への情報提供

館内の他のお客様への情報提供は、保健所の指示に従って下さい。

保健所への対応

当日の宿泊客名簿を確認し、保健所への提出に備えましょう。

宿泊施設でのその他の対応

現状の取り組み以外でも、システムの改修や施設の整備、新たなツールの導入などで、感染予防対策をとることも可能です。

施設の状況などを考慮して取り組めるものについては取り組んでみてはいかがでしょうか。



宿泊施設でのその他の対応例

- モバイル等によるプリチェックインの導入など、「レジストレーションカード」(宿泊カード)のデジタルオンライン化
- チェックイン時の従業員による説明において、文書の配布や動画の紹介などの導入(従業員による口頭での説明機会の縮減)
- ルームキーに代えて、生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムの導入
- 館内エレベーターの重量センサーの調整(少ない人数でブザーが鳴る)
- 電子マネーなどの非接触型会計の導入 等

関連事項

仙台 感染症対策・地域経済循環プロジェクト

感染症の拡大を防ぐためには、会社やお店と、そこを利用するお客様が、互いに『思いやり』の気持ちをもって対策をしていくことが大切です。

仙台市では、仙台商工会議所、みやぎ仙台商工会と連携し、『思いやり』と『会社・お店とお客様双方の対策意識向上による地域経済の循環・再生』をキーワードに、全市的に感染症対策に取り組むプロジェクトを行っています。

感染防止対策に全市で取り組むため、ポスターとステッカーを作成しました。このポスター・チラシはすべての業種でご利用いただけます。

SAFETY GUIDELINES 監修: 感染症 東北医科薬科大学医学部特任教授・東北大学名誉教授

感染防止 思いやり宣言

感染症の拡大を防ぐには、体調不良時は人との接触を避けるなど、相手を気づかう『思いやり』の気持ちが必要です。
「会社・お店」と「お客様」どちらも気をつけることで、感染防止の効果を高めます。

会社・お店		お客様	
接客時および定期的な手洗いの消毒	検温をはじめとした従業員の健康管理	来社・入店時の手拭消毒	除エチケットの履行 マスクの着用 (特に会話時)
マスクの着用	よく触れる場所の定期的および使用後の消毒	ソーシャルディスタンス	大きな声で話さない
十か所検温	ソーシャルディスタンス	飲食時のグラス、食器、箸箸などの使いまわし禁止	検温およびお客様や連絡先の記録協力

STOP! コロナ

仙台 感染症対策・地域経済循環プロジェクト

仙台商工会議所 みやぎ仙台商工会 仙台市

感染防止 思いやり宣言

STOP! コロナ

感染症対策に努めています。
We are taking precautions against infectious diseases.

仙台 感染症対策・地域経済循環プロジェクト

仙台商工会議所 みやぎ仙台商工会 仙台市

以下のホームページからダウンロードできますので、ポスターに記載の項目をはじめとする感染症対策にしっかりと取り組んでいただき、このプロジェクトの趣旨にご賛同いただける場合には、店内や社内へ掲示ください。

仙台 感染症対策・地域経済循環プロジェクト (仙台商工会議所ホームページ内)

<https://www.sendaicci.or.jp/corona-pj.html>



感染症対策動画

公開中

動画はこちらから
チェック!



宮城県「新型コロナ対策実施中」ポスター

宮城県では、下記の事業者等を対象に、一定の基準を満たした感染症対策を講じている店舗・施設等であることを示す「新型コロナ対策実施中ポスター」等を発行しています。

対 象	業 態 等	サンプル
飲食店事業者	居酒屋、レストラン、食堂、カラオケ、バー、クラブ等	
小売業・サービス業等事業者	飲食店・観光施設以外のスーパーマーケット、百貨店、ドラッグストア、ホームセンター、家電量販店、書店等の小売業、劇場、映画館、ライブハウス、フィットネスクラブ、エステティックサロン、理美容所、クリーニング所等のサービス業などの店舗又は施設	
宿泊施設事業者	ホテル・旅館等	
観光施設事業者	観光物産施設等	
イベント主催者又は請負業者	イベント (※「法令に違反しないもの」「暴力行為、迷惑行為その他社会的な非難を受ける行為を伴うおそれがないもの」に限る)。 (例) コンサート、ロックフェスティバル、市民祭り、見本市、博覧会、スポーツ大会等	

詳しくはこちらをご覧ください

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kansenboushiposter.html>



選ぶ! 選ばれる!! みやぎ飲食店 コロナ対策 認証制度

宮城県 飲食店認証制度



「選ぶ! 選ばれる!! みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」は、飲食店が取り組む感染対策を認証する制度です。飲食店における感染防止対策を強化し、新型コロナウイルス感染症感染拡大を抑え、県内飲食業の振興を図るものです。



申請案内動画公開中



宮城県 飲食店認証制度
動画でわかる!!
かんたん認証
ガイド

動画はこちらから
CHECK!



感染拡大防止対策の実例

[飲食店]

二階堂製麺所 BUNZA <https://www.nikaido.co.jp>



入口での手指消毒のお願いはもちろ
ろん、定期的に扉を開放し換気を
行っています。



各テーブルの座席数を減らし、隣
のお客様との距離をあけるよう
に工夫しています。



お客様が触れるテーブル・椅子な
どを、開店前やお客様の入れ替え
時に清拭消毒を行っています。

[旅 館]

伝承千年の宿 佐勘 <https://www.hotel-sakan.com/>



フロントカウンターへのアクリル
板設置はもちろん、お客さまの安
全を考慮し、スタッフは接客時に
マスクおよびフェイスガード（一
部スタッフ）を着用しています。



旅館の入り口を1ヶ所に限定する
とともに、入口にサーモグラフィー
を設置し、検温を実施しています。



チェックインにご使用いただく、
ペン等の筆記用具は消毒したもの
をご利用いただけます。チェック
アウト時のお支払いにはキャッ
シュトレイをご利用いただいでい
ます。

[ホテル]

江陽グランドホテル <https://www.koyogh.jp/>



フロントには飛沫防止用パーテー
ションを設置しています。その他
館内所要所にアルコール消毒液を
設置しています。



館内入口やフロントカウンターに
非接触型検温器を設置し、来館者
が検温できるようにしています。



各客室のドアノブを抗菌テープで
保護しています。その他宿泊支援
策の規定に応じた、細やかな感染
防止対策も行っています。

そ の 他

人との接触を 8 割減らす、10 のポイント

厚生労働省では、日常生活において「人との接触を 8 割減らす」工夫として参考となる具体例を公表しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000624642.pdf>



「新しい生活様式」の実践例

厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を具体的にイメージいただけるよう、今後、日常生活の中で取り入れていただきたい実践例を公表しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000641743.pdf>



業種別ガイドライン

各業界団体の作成した、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを内閣官房でとりまとめたものです。

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20201203>



日本商工会議所「新型コロナウイルス感染拡大予防チェックシート」(外食業用)

日本商工会議所が、東京海上日動火災保険の協力により作成したチェックシートです。

各業界団体等で公表している「業種別のガイドライン」や東京都の「感染防止ガイドライン」などを参考にしています。

https://www.sendaicci.or.jp/upload_images/checksheet_restaurant.pdf



新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口

一般の方の健康相談について

県と仙台市では、新型コロナウイルス感染症に関する健康電話相談窓口（コールセンター）を設置しています。帰国者・接触者相談センターへの相談についても、健康電話相談窓口（コールセンター）でお話を伺い、必要な場合にコールセンターからおつなぎしますので、下記電話番号にご連絡ください。

なお、医療機関からの相談は、直接、管轄保健所をお願いします。

外国の方でも相談ができるよう、3者通話による多言語対応を実施しています。対応言語と対応時間は、次のとおりです。なお、対応言語によっては、3者通話が可能になるまで数分かかることがあり、その間、保留音が流れます。それまで電話を切ることがないようにご注意ください。

- 英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語 [24時間]
- タイ語・ネパール語・ベトナム語・ロシア語・タガログ語・インドネシア語・ヒンディー語
[平日の午前8時30分から午後6時まで]

022-398-9211 24時間対応

仙台市保健所

仙台市保健所組織の所在地・お問い合わせ先		
	所在地	お問い合わせ先
健康安全課	〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1	022-214-8461
感染症対策室	〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1	022-214-8029
生活衛生課	〒980-8671 仙台市青葉区国分町3-7-1	022-214-8205
食品監視センター	〒984-0015 仙台市若林区卸町4-3-1	022-232-8155
各区保健福祉センター（各保健所支所）の所在地・お問い合わせ先		
	所在地	お問い合わせ先（代表電話）
青葉区保健福祉センター （仙台市保健所青葉支所）	〒980-8701 仙台市青葉区上杉1-5-1 （青葉区役所内）	022-225-7211
宮城野区保健福祉センター （仙台市保健所宮城野支所）	〒983-8601 仙台市宮城野区五輪2-12-35 （宮城野区役所内）	022-291-2111
若林区保健福祉センター （仙台市保健所若林支所）	〒984-8601 仙台市若林区保春院前丁3-1 （若林区役所内）	022-282-1111
太白区保健福祉センター （仙台市保健所太白支所）	〒982-8601 仙台市太白区長町南3-1-15 （太白区役所内）	022-247-1111
泉区保健福祉センター （仙台市保健所泉支所）	〒981-3189 仙台市泉区泉中央2-1-1 （泉区役所内）	022-372-3111

仙台感染拡大防止ガイドブック

発行年月 令和2年9月 第1版
令和2年12月 第2版
令和3年2月 第3版
令和3年5月 第4版
令和4年1月 第5版

編集・発行 仙台市経済局産業政策部経済企画課
〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
電話 022-214-8275

監修 東北大学病院 感染管理室

感染防止 想いやり宣言

STOP!
コロナ

仙台 感染症対策・地域経済循環プロジェクト

- 表紙のロゴマークについて
迎える人、迎えられる人を上から見
ているマーク。
手を少し離しているのは感染症対策
と白い斜め線で進入禁止のスラッ
シュに見せるためです。